

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

# 41号

発行 2014年3月7日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

## 「第7回代議員総会開催」

3月21日（金）春分の日

今年も提訴して7年目となり、いよいよ「判決」を迎えることとなります。昨年9月2日に結審し、この間「静かな空を取り戻す」ために判決に向けての取り組みとして、原告を始め多くの方々に支えられ5万筆を目標に「署名活動」に取り組んでまいりました。2月1日には弁護士からの提案で、大和駅前での署名活動を行いました。弁護士、原告団、支援団体など28名が参加、トータルでは5万筆を上回る署名を集めることができ判決に向けて弾みがつき期待できる状況となりました。

集まった「署名」は3月11日に横浜地裁へ提出します。

代議員総会に提案します「2013年活動報告(案)及び2014年度活動方針(案)」

原告の皆さんにお送り致しますので、原告団活動の実態と2014年度の方針をご理解頂き、原告団活動にお一層のご協力を頂きますようお願い申し上げます。

判決当日は結審当日の行動を上回る動員体制で裁判所を取り囲み裁判官に私達の訴えを届けようではありませんか。



## 第7回代議員総会議案書 (案)

### 第1号議案

#### 2013年の活動の総括と2014年の活動方針(案) <はじめに>

##### 1 第四次爆音訴訟判決の意義

「平和で静かな空を」との願いをこめて、約7000名の原告で闘ってきた私たちの第四次爆音訴訟は、昨年9月2日に結審となり、本年5月中旬にいよいよこの裁判の帰趨を決めるともいえる横浜地裁の判決が出されることになりました。

今回の第四次訴訟で最も重要なことは、「飛行差し止め請求」にどのような判断が下されるかにあります。最近の各地の判決では嘉手納・普天間・横田基地訴訟で、損害賠償については、いずれも「爆音の違法性」を認め、国に一定の損害賠償の支払いを命ずる判決が出されています。とりわけ普天間訴訟では、一審の地裁判決で示された日額を、高裁で倍額に増額されましたが、このように爆音被害に対する損害賠償については、社会的にも認知され定着したものになっていると云えましょう。

しかし肝心の飛行差し止めについては、地裁判決でも高裁判決でも棄却され、最高裁に上告しても、ほとんど審理もされず門前払いの扱いで却下されてきました。この飛行差し止めを厚木訴訟では、民事訴訟、行政訴訟の両面から攻めあげ、一歩踏み込んだ判決、爆音解消に明るい展望が開ける判決を出させるべく法廷の場で強く訴えてきました。

飛行差し止めは、原告だけの問題ではなく、勝訴すれば240万余の基地周辺住民の生活にまで及ぶ、社会的にも極めて意義の高いものであり、また全国の爆音訴訟に大きな弾みをつけることになるでしょう。このことをお互い認識し、おそらく裁判は控訴審へと向かうことになるとは思いますが、何としても飛行差し止めの勝利判決が得られるよう原告団一致して闘い抜いて行きたいと思えます。

##### 2 厚木基地の現状と反基地運動の重要性

爆音訴訟を進めるうえで、お互いに知っておきたいことは、厚木基地の動向と、全国の基地情勢です。

厚木基地の状況は、「平和で静かな生活を」と願われわれの思いとは逆に基地機能の強化とともに、厳しさはさらに悪化の方向に進んでいます。「違法状態にある」とされた爆音は連日のように私たちの上空を襲っていますし、別途配布した資料集に掲載しましたが、最近の飛行回数は増大している傾向を見せています。また昨年12月、三浦市・三崎で起こったヘリコプター墜落事故、本年1月の綾瀬市寺尾での艦載機による部品落下事故など、爆音だけでなく墜落や、部品落下の不安はおさまることはありません。

一方で、米軍再編による艦載機の移転計画も3年延期となり、爆音軽減は見通しが立たない状況になっています。この上に日本全土で行われるオスプレイの低空飛行訓練に合わせ、状況によっては厚木基地にも飛来し訓練を行うだろうことが、新たな問題として浮上しています。爆音解消の明るい兆しは全く望めない状況にあります。

##### 3 全国の基地情勢

全国の基地情勢も同じような動きにあります。沖縄の辺野古沖の新基地建設の問題、普天間へのオスプレイ強行配備と協定を無視した飛行訓練。岩国では厚木基地の艦載機59機の受け入れ問題や、新たにオスプレイの配備基地としての動き。その他にも、嘉手納基地をはじめ、横田基地・小松基地なども同様に基地の機能は加速度的に強化され、基地被害を受けている各地で激しい反対運動が起こっています。また日本本土で行われようとしている、米軍の低空飛行訓練エリアでの、オスプレイ訓練も現実的な問題となってきています。

このように日本全土にわたって日米軍事体制強化をめざす基地問題は後を絶ちません。

##### 4 安倍政権の暴走

昨年12月、稀代の悪法とも云うべき「特定秘密保護法」が安倍政権のもとで制定されました。このことにより国民の知る権利は大きく制約され、国策批判は許さない体制が築かれようとしています。こうした体制を築きながら、着々と日米軍事体制を強化し、いま「国家安全保障会議」の設置、「集団的自衛権」の発動、戦争のできる国造り、はては憲法改悪へと暴走を続けています。

こうした国の施策が、沖縄の例にみられるように、国民の圧倒的な反対の叫びを有無を言わず力で押しつぶし、基地被害を増大させてきました。この傾向はさらに強まっていくでしょう。

##### 5 広範な反基地平和運動を

安倍政権の暴走を阻止し、平和憲法を守るのは国家権力に押しつぶされない国民の圧倒的な世論と運動の高まりです。私たち訴訟団は裁判を通して反基地の闘いに取り組んできましたが、これからも関連団体とより連帯を強め、反基地平和運動を積極的に取り組もうとする姿勢を持たなくてはならないと思えます。



## ＜主要な活動の総括的報告＞ (2013年1月～2013年12月)

### I. 裁判はどのように進化したか

#### 1 口頭弁論

口頭弁論は昨年までの段階で、原告の本人尋問と意見陳述はすべて終了しました。この1年は弁護士による、最後の詰めとなる意見陳述が行なわれました。

(1) 2月27日(水)の第23回口頭弁論では、①北村弁護士より厚木基地のプロペラ機の騒音は非常に高いレベルの低周波音が含まれており、低周波音の被害は心身に対する影響が極めて大きいこと、ジェット機による騒音だけでなく、原告らの精神的苦痛を増大させているという事実を強く訴えました。②関守弁護士は厚木基地の航空機騒音によってどれだけの健康が損なわれているかについて、京都大学の松井准教授による意見書及び証言内容に基づき住民の健康被害の実態を証拠書類にて立証しました。③宇野真由美弁護士は、航空機騒音の損害賠償額は、他の事例から見ても慰謝料額が低額すぎる。根本的に見直されるべきだと主張しました。

(2) 5月8日(水)の第24回口頭弁論では、①戸張弁護士が相互保証について陳述し、外国籍原告には賠償請求権がないという国側の主張について反論、②福田弁護士は基地の管理権について地位協定の読み方・使い方を裁判官に説明し、これまでの最高裁判決の誤りを指摘し、この裁判で差し止めの判断を下すことはできると主張しました。

(3) 7月8日(月)の第25回口頭弁論では、①北村弁護士が現地進行協議結果について意見を、②佐賀弁護士は最近のすさまじい爆音の実態を述べ、損害賠償・飛行差し止めの必要性を訴えました。

#### 2 最終口頭弁論(結審)

- ① 9月2日(月)の第26回口頭弁論は最終口頭弁論(結審)となり、横浜地裁で13時30分より開かれました。裁判開始前には桜木町より、支援団体の仲間を含め280名が集まり市民にアピールしながらデモ行進を行い、裁判所前で開廷前の集会を開くなど、結審に向け原告の意気込みを示しました。
- ② 口頭弁論では原告より伊達柳子さん、小林智子さん、片柳義春さん、高久のぞみさんの4名が立ち、それぞれが体験にもとづく内容のある意見を堂々と述べました。
- ③ また応援弁士として駆け付けた、嘉手納・小松・岩国・菅日間・横田の弁護士から、力強い意見が述べられました。
- ④ 四次訴訟弁護団からは、別途資料集に記載したように、渡部英明弁護士をはじめ、18名が次々に自分の担当した分野の意見を余すことなく述べて頂きました。
- ⑤ 傍聴者は162名にのぼり、途中で半数が交代し傍聴しましたが、それでも法廷に入れなかった者は、近くの関内ホールで、小松基地訴訟団の長田副団長より「健康被害」の調査結果についての講演を受けながら待機しました。
- ⑥ 最終口頭弁論終了後の報告集会では、石黒弁護団事務局長の報告、4名の陳述者や支援団体からの感想も交え、勝利判決をめぐして開け続けることを誓い合いました。

以上がこの1年間の口頭弁論の概要ですが、最終口頭弁論は弁護団の頑張りと参加者の活気に溢れた、悔いを残すことのない充実した内容でした。ご協力をいただいた皆さんに感謝します。

#### 3 現地進行協議(現地検証)

- ① 5月9日(木)に裁判所、国、原告団三者による、厚木基地の爆音実態をみる現地検証が行われました。当日は朝からFA18スーパーホーネットなど、ほとんどの艦載機が飛びまわり、かつてのように現地検証当日になると飛行機が飛ばないという、不自然さもなく、裁判官に厚木基地の爆音被害の実態をしっかりと視察してもらうことができ、この日の検証は成功しました。
- ② 原告団として、艦載機が飛ばないことも想定して、大型スピーカーなども準備し、音響機器による爆音の再現を準備しましたが、その必要はありませんでした。
- ③ また当日は原告宅を借り、室内の爆音状況を測定することも行い、有効な成果を収めました。ご協力いただきました原告の皆様にお礼申し上げます。

#### 4 飛行差し止めを求める署名活動

横浜地裁での裁判は一区切りとなりましたが、原告団としてただ判決を待つのではなく「飛行差し止め」の勝利判決を求める署名活動を行うことを決め、50,000人を目標とする行動を開始しました。原告をはじめ、厚木爆同、一般市民、平和運動センター、協賛団体、全国訴訟連絡会議、など幅広く呼びかけ目標達成に向け、それぞれの皆さんに協力願いました。また本年2月1日には街頭宣伝として、大和駅前前で弁護団7名の参加を得て、リレートークを行いながら道ゆく市民に署名を願う行動も行いました。こうして短期間ではありましたが、2月末現在5万筆以上の署名が得られました。そして本年3月11日、弁護団同行のうえ、裁判所に提出致します。

#### 5 その他の事務作業

##### (1) 陳述書作成作業

2009年(平成21年)3月14日より原告全員対象の「居住陳述書作成作業」を開始され、2012年12月末までに6,892名の居住陳述書を裁判所に提出しました。結審まで一人でも多くの居住陳述書の提出をめざし、昨年(2013年)も引き続き、原告宅個別訪問を主体に弁護団の陳述書作成をサポートして来ましたが、転居・留守等で不在、電話・手紙・再三の訪問でも原告ご本人との面会はかなわず、まさに悪戦苦闘の連続でした。

しかし、弁護団の粘り強い作成作業への取り組みで、結審までに69名の方々の作成が完了し、裁判所へ提出することができました。ただ残念ですが、9月2日の結審日現在で、10世帯・33名の方々が未提出となっています。

なお、原告宅戸別訪問にあたり、弁護団のガイドにご協力頂きました役員の方々に厚くお礼申し上げます。

##### (2) 「最終準備書面・立証書類」に関する整理

弁護団による最終準備書面作成や立証のために、原告団が保有・管理している文書・データを弁護団の要請に従って引き渡しを行ってきました。

- ・国設置、県・市設置 自動騒音測定地点の住所。地図・新旧コンター調査(65カ所)
- ・基地関連新聞切り抜きコピー提出(2012年4月～2013年3月分)
- ・陳述書整理。コピー(被害状況12名分、居住状況69名分、補充書4名分)
- ・差止め原告の住所・新旧コンター調査・データ送付(122名分)
- ・低周波音の具体的被害を訴えた原告の新旧コンター調査(41名分)
- ・被害陳述書提出原告のデータ送付(670名分)
- ・死亡原告承継手続きのための除票請求とデータ送付(278名分)

また、裁判所に提出する様々な資料などの作成のため事務局は、休日を返上して作業を行っていました。

### II 組織活動の強化

原告団の活動を活性化させるために原告相互の連帯と和、信頼を築くことが必要であり、生き生きとした集団とするための活動を行ってまいりました。

#### 1 新春の集い・ブロック長会議

- ① 2013年1月26日に大和市生涯学習センターで原告団「新春の集い」を開催し、原告・弁護団など105名が参加しました。弁護団報告、事務局より活動報告等の後、懇親に移り、空くじなしの景品抽選会や、今年初参加の「うたごえバンド」による演奏で大いに盛り上げました。
- ② 11月16日に大和市生涯学習センターで第6回ブロック長会議を開きました。全12支部からブロック長さんが75人参加し、9月2日に横浜地裁結審を迎えた第四次訴訟について、弁護団長中野新さんの講演と、関守、福田の両弁護士から結審までの報告と今後の取り組み等についてお話を伺いました。来賓として参加された参議院議員福島瑞穂さんから「特定秘密保護法」の危険性について講演を受けました。

#### 2 各支部の活動

爆音のひどさや、オスプレイ問題等に対し、支部独自の行動も見られました。①町田支部では、1月14日雪の中オスプレイ抗議行動を町田駅頭で行い、1月23日には町田市に申し入れ行動、9月24日には弁護士会呼んでの支部独自の学習会を開くなど活発な活動が見られています。②2月4日には海老名支部でオスプレイ・岩国延期申し入れ行動を、③相模原支部では支部ブロック長会議を3月2日に行い、3月26日に市へ申し入れ行動を行っています。④3月2日には大和第一支部がブロック長会議、⑤10月18日に座間支部がブロック長会議を開くなどの独自活動が見られました。

#### 3 情報宣伝活動

原告団ニュースは定期的に発行し、年間を通じての行動や様々な情報を発信してきました。

- \*ニュース34号 1月15日発行 訴訟団団長を始めとする挨拶 第6回代議士総会のお知らせ等

1月は新年早々70デシベル以上の殺人的な騒音が連日のように降り注いでいる状況下で、南関東防衛局を始め関係省庁への抗議、要請、行動を友誼団体などとともにやり、原告の皆さんにはニュースでお伝えしてまいりました。

##### \*ニュース35号 3月15日発行 第23回口頭弁論の報告等

第23回口頭弁論が開かれ、健康被害でヘリコプターやプロペラ機などから発する低周波による健康喪失の実態が明らかになり、改めて訴えました。(北村 亮典弁護士)

##### \*ニュース36号 5月31日発行 現地進行協議等

5月9日には現地進行協議(現地検証)が行われるので、マスコミへの対応、チラシやニュースで原告や被害の大きい地域の方々などにお知らせし、現地進行協議の成りゆきを見守りました。

今回の進行協議では意外や意外「今までの現地進行協議では米軍機はおろか自衛隊機P3Cすらも飛ばなかったが」、FA18スーパーホーネットが続けて8機108デシベルという爆音で離陸して行ったのを裁判官に確認してもらうことができました。判決にどのように反映されるか期待するところでありま



\*ニュース37号 7月30日発行 最終口頭弁論(結審)に向けて等  
被告(国)による侵害行為と原告の被害について、被告(国)は外国籍の人達には賠償請求の権利はないと言いが、我われは国家賠償責任はあると主張、ニュースでお知らせしました。

原告の被害について、被害の総論・健康被害の評価・原告等の被害の実態を訴え、権利侵害と違法性・差し止め請求について・損害賠償の必要性などを求めて結審に向けて準備をしました。

\*ニュース38号 9月30日発行 横浜地裁結審

9月2日には結審、桜木町駅~裁判所前まで原告団・支援団体でデモ行進を行い裁判所前では決起集会を行いました。  
裁判勝利に向けて飛行差し止めを目指す5万筆の署名活動の取り組みの情宣活動を始めました。

\*ニュース39号 11月19日発行 署名活動等

飛行差し止めと損害賠償請求の趣旨を飛行記録のグラフや事故の写真等を参照しながら示しました。

以上のように定期的にニュースにて主な活動やお知らせを行ってまいりました。その他に目でわかるよう騒音記録をグラフ化したり、集会等では横断幕を作ったり、米軍機落下物や事故写真の展示、ビデオの制作と上映、街頭宣伝用にチラシ(数万枚)の作成など、様々な宣伝活動に努めてまいりました。

#### 4 財政基盤の確立について

訴訟活動を安定的に行うためには、財政の確立が重要です。提訴以来6年が経過する中で、死亡されたり転居による原告数の減少傾向もありますが、財政の安定化を図るため、会費の未納対策として文書・電話による会費納入のお願いや、長期未納原告宅を訪問して実情を把握し納付の促進を図るなど、一定の実績を上げることができました。

今後も原告団会費の納付率向上を図るとともに、節約に努め効率的な財政運営を行ってまいります。

### III 平和で静かな空を求める反基地平和運動

#### 1 厚木基地にかかわる問題

##### (1) オスプレイ配備・飛来反対運動について

オスプレイが沖縄の普天間基地に2012年10月に配備されて以後、2013年9月までに24機が配備されました。その後オスプレイの訓練は沖縄のみならず全国の基地で行われると公表され、厚木基地も例外ではないことが明らかにされました。このため11月8日、南関東防衛局へ事実確認の行動をとり、その後も南関東防衛局へオスプレイの厚木基地乗り入れを許すなりの抗議を続け、またオスプレイ配備反対集会を開くなど、運動を盛り上げてきました。さらに2012年12月と2013年3月には、オスプレイ飛来に備え厚木爆同と共同で監視行動を行ってまいりました。

オスプレイの国内での低空飛行訓練は、現実的なものとなっています。今後もこの体制を崩さずいつでも行動に移れる体制を保持してまいります。

##### (2) 固定翼哨戒機P-1配備反対の闘い

2013年3月29日、国が大和市と綾瀬市に交わした46文書(厚木基地には自衛隊のジェット機は使用しない)を無視して遂にジェット機であるP-1固定翼哨戒機を厚木基地に配備しました。しかしこのP-1哨戒機が2013年5月に、岐阜での飛行試験中に全エンジン停止と云う、大きなトラブルを起こしました。わたしたちが危惧し反対してきたことが現実起こったのです。

訴訟団と厚木爆同は、ただちに南関東防衛局に対し、P-1の配備を撤回するとともに、「原因究明と安全が確認されるまで全ての訓練を中止すること」を求め抗議行動を起しました。これに対し防衛省は一時飛行訓練を中止し原因究明に当たっていましたが、原因は燃料供給のソフトの不具合であったと発表し、ソフトの改善ができ安全が確保されたとして2013年10月より一方的に運用が再開され、現在に至っています。

いずれにしても、P-1問題は今後とも警戒心をもって監視していくことが必要です。

##### (3) 艦載機の岩国移転3年延期問題

2006年5月に米軍再編で、厚木基地関係については、「2014年までに艦載機59機を岩国基地へ移駐させ」代わりに「岩国基地から自衛隊機17機を厚木に移駐する」とした計画が公表されました。しかしこの計画は受け入れ側の、岩国の米軍住宅の建設が遅れているとの理由で3年間延期となり、また自衛隊機の厚木基地配備は撤回することが公表されました。

このことは、厚木基地の爆音がこのままの状態でも3年間放置される、と通告されたこととなりますが、客観的な状況を見ると、この計画は実現不可能ではないのか?という疑念を拭い去る事ができません。われわれの運動は、岩国移転ではなく、厚木基地での抜本的な実効力のある爆音軽減策を講じさせることにあります。

訴訟団は、弁護団とともに、このことを防衛省に訴え、それを実現させるには「飛行差し止め」を国は認めることが必要だと強く申し入れてまいりました。

この問題は今後引き続き重要な課題になっています。

##### (4) 相次ぐ米軍機墜落・部品落下事故

2012年2月8日のEA6Bブラウラー部品落下事故で、米軍は整備体制を強化し、事故の再発防止に努めると約束しました。しかし、2013年12月16日に三浦市三崎で厚木基地所属の米軍ヘリコプターMH60Sが墜落し、今年1月9日には綾瀬市寺尾北の住宅地にFA18スーパーホーネットのプレー

キ部品が落下し、乗用車の窓ガラスを破損させています。その他、前年5月には沖縄海上でF15が墜落しています、オスプレイの着陸失敗などもあり、米軍航空機の事故が相次いでいます。

訴訟団は、厚木爆同や関連団体と共同で、その都度南関東防衛局・厚木基地司令官に抗議と事故防止策を申し入れてまいりました。

#### (5) その他の団体との連帯行動

この一年間も厚木爆同をはじめ、平和運動センター、県民共闘など常に連帯行動をとっている団体とオスプレイ配備反対行動・横須賀原子力空母母港化反対・さよなら原発1000万署名活動・特定秘密保護法反対・憲法改悪反対行動等、幅広い運動を連帯して行ってまいりました。とりわけ安倍政権のもと、急速にすすむ日米軍事体制の強化に抗する闘いは従来より、激しさを増していますが、この重要性を考え訴訟団として可能な運動に参加してまいりました。

### IV. 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議関係

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は結成以来5年を経過し、現在、全国6基地(厚木・横田・小松・岩国・嘉手納・普天間)で7原告団(約37,000人)が、地裁段階で訴訟を闘っています。

今後も全国原告団との信頼と連携を強化し、平和で静かな生活環境を取り戻すため、力を合わせて取り組んでいかなくてはならないと思っています。以下1年間の主な活動について報告します。

#### 1 Ldenの学習会

「航空機騒音に係わる環境基準」についての評価指標が、2013年4月に「W ECPNL」から「L den」に変更されることを受け、2月14~15日の2日間、大和市生涯学習センターにおいて、日東紡音響エンジニアリングの講師による学習会を開催しました。これまで「うるささ」を表していた「W値」が「L den」に変更されたことにより、うるささは変わらないのに数値の変化だけで騒音が軽減されたとかまかされないよう、真剣に学習しました。

#### 2 全国弁護団との昼間騒音控除論学習会

4月19~20日、石川県小松市で、昼間騒音控除論学習会を開催しました。この学習会は全国連絡会議の働きかけにより、初めて全国の基地訴訟弁護団が一堂に会した画期的な学習会でした。第四次厚木爆音訴訟で国側が一方的に「基地周辺住民の多くは昼間は騒音区域外の職場や学校に出ている騒音にさらされていない。だから昼間の騒音は除外して被害を評価すべきだ」と主張してきたことに対し、統一的に問題意識を高め国側に対峙していくことを確認しました。

#### 3 防衛省・外務省・環境省要請行動

6月6日、防衛省・外務省・環境省に対し、「航空機騒音被害に対する抜本的対策」について要請を行いました。その結果、①騒音問題は基地周辺住民にとって深刻な問題と認識しており、米側に対しては規制措置を遵守し被害が最小限となるよう申し入れる(防衛省)、②これまでの判決を重く受け止め、騒音被害が及ばないよう対策を講じていく(外務省)、③周辺自治体・防衛省・外務省と適切に連絡をとって、騒音発生源対策、周辺対策を進めたい(環境省)との回答を得ましたが、今後も実効性ある対策を求め、要請行動を行っていくことが大事で、この取り組みを継続するよう検討してまいります。

#### 4 第3回定期総会

隔年で行われる定期総会は、11月23~24日の両日、石川県小松市において開催されました。①第一日目の分科会では各訴訟原告団より裁判闘争の経過や活動報告が行われ、厚木訴訟原告団が取り組んだ「子供たちの爆音カレンダー」に高い関心が集まりました。

②第二日目の総会では小松基地訴訟団と共同で健康調査を行った服部医師の記念講演が行われました。この健康調査は原告だけでなく基地周辺住民全体の健康被害を調査した点で画期的と言えます。③総会では新活動方針を決定するとともに、「秘密保護法制定により知る権利を侵害され、航空機爆音による被害を解消する手段を奪われかねない」として「特定秘密保護法案に反対する決議案」を満場一致で決定し、安倍総理大臣に郵送しました。④また事務局長として活躍されてきた、齋藤英昭氏(厚木訴訟原告団事務局長)が逝去されたことによる、後任人事については当分の間、各訴訟原告団の事務局長による集団事務局体制で運営していくこととなりました。なお厚木訴訟団からは、藤田団長が引き続き代表に、会計に齋藤昌良さん(厚木四次訴訟会計)、全国幹事に荻窪幸一さん(厚木爆同書記長)が選出されました。



石川県小松市にて第3回全国基地訴訟原告団連絡会議総会

## V 一年間の活動のまとめ

以上この一年間の主な活動について報告しました。振り返って提訴してから、結審そして判決までの6年間の皆さんのご協力に、感謝いたします。とくにこの一年間、弁護団には結審に備え最終準備書面の作成など、密度の濃い努力をしていただき内容のある充実した最終口頭弁論を飾ることができました。また爆音解消を目指す運動面では、さまざまな行動が続きましたが、原告団の皆さんの理解と協力のもと、反基地市民運動として果たすべき役割の一旦を担い四次訴訟団の評価を高めてきました。厚木基地の現状は基地機能強化に伴い、基地被害はさらに拡大の方向へ進んでいますが、それだけに私達の運動がより重要であり、一つ一つの積み重ねが、「戦争のできる国」を目指し暴走する安倍政権への抑止力につながると思います。今後も頑張っていきたいと思います。

報告の最後になりますが昨年9月、私達訴訟団の事務局長として活動して頂いた齋藤英昭さんが逝去されました。結審、判決へと向かう大事な時期、訴訟団にとって大きな痛手でした。本人もまた志し半ばで倒れたことを残念に思っておられるでしょう。7000人の期待を担い、裁判勝利に向け、骨身惜しまず努力を重ねてきたこの間の苦勞に原告全員で感謝の意を表すとともに、改めてご冥福をお祈りしこの裁判を立派に仕上げるよう誓いたいと思います。

### 〈2014年度の活動方針案〉(2014年1月～12月)

2014年の運動は、すでに始まっています。判決をまえにした進行協議は頻繁に行われこれに基づく事務作業、特に原告一人ひとりが不利益にならないための手続きなどがあり、弁護団、事務局は最後の詰め作業を急いでいます。また訴訟団は、昨年からの取り組みである、署名活動の回収と集約、裁判所への提出などの活動は実行していますが、訴訟団のこの1年の主要な活動は、判決を中心とした諸行動です。原告として一人ひとりが理解を深めて頂きたいと思います。

## I 判決が出たあとの諸行動について

### 1 判決日の行動

判決日は5月中旬となりました。(3月中旬の進行協議で決定する予定です)昨年9月の最終弁論は、総括の項で報告したように、多くの原告・支援団体の協力を得て活気に溢れた行動を展開してきましたが、判決日の行動は第四次爆音訴訟の意義をより強く世論にアピールするため、結審日を上回る体制で臨みます。具体的行動については弁護団と相談し決めます。原告の皆さんの積極的な参加を期待します。

### 2 判決が出たら

#### (1) 統一見解を公表します

7000名の原告で闘ってきた第四次訴訟は、全国基地爆音訴訟原告団の仲間をはじめ、多くの人々が強い関心をもっています。判決が出たら、直ちに弁護団と共同で内容を分析し統一見解をまとめ、マスコミ等を通じて広く内外に公表します。また国の責任を認めた判決が出たら、弁護団と合同で南関東防衛局に、判決を重視せよ!とする申し入れ行動を行います。

#### (2) 控訴するかどうかの判断

また原告団として早急に結論を出さなくてはならない問題は、控訴するかどうかの判断です。控訴する場合は東京高裁で審理を求める課題を明確にし、2週間以内に裁判所に届出をしなければなりません。弁護団と協議のうえ控訴する場合は原告団役員会の議決を得て決定します。なお過去三回の裁判ではいずれも、国は東京高裁へ控訴していますし他の基地訴訟の経緯をみても控訴するだろうと思われまふ。とりわけ今回の裁判でわれわれは「飛行差し止め請求」を重点課題としていますので、判決の如何では原告の側から控訴することになります。原告は全員この結論に従って頂かなくてはなりません。

#### (3) 地域集会の開催

控訴するかどうかの態度が決ったら、支部を中心に全原告を対象とした地域集会を開催します。集会は ①判決の内容説明、②控訴となった場合はその理由 ③控訴審を展望した諸行動。などについて理解を求め、全原告が一致して控訴審に向かう体制を確立していきます。地域集会は6月より開始します。支部長・幹事・ブロック長は地域集会の責任者として協力を願います。

#### (4) 県及び関連支援団体、自治体への報告と防衛省への申し入れ

提訴して以来いろいろと協力を得てきた、神奈川県をはじめ、大和市・綾瀬市及び関連自治体を訪問し、判決の報告と引き続き協力を求める要請行動を行ないます。また、防衛省(必要に応じ外務省)に対し、内容を精査し改めて申し入れ行動を起こします。



大和駅前  
で飛行差し  
止めを求め  
る署名活動

## 3 控訴審に向けて

- ①控訴した場合、弁護団は、準備書面の作成などの作業がありますが、これと合わせ原告全員が新しい委任状を提出しなければなりません。役員・事務局共同してこの作業に取り組みます。
- ②また飛行差し止めの原告になって頂いた皆さんには、適宜に学習会を行ないます。以上が予測される判決が出された以降の行動になります。ただ相手(国・裁判所)のあることですので、これ以外にも事務作業や、行動を起さなくてはならない問題がおこるかも知れません。これらについても弁護団と連携を取り、しっかりと対応していきます。

## II 組織の活性化をはかる諸活動

### 1 連帯と和を築く活動

私たちがめざしている「平和で静かな空を取り戻す」ための裁判に勝利するまで、原告の連帯と和を保ち、活き活きとした原告団とするため次の諸活動にとりくみます。

- ①これまでどおり「新春の集い」を開催し、弁護団、原告の相互の交流を通じて、連帯の和を高めていきます。
- ②各地域で原告の窓口となつて、活動を任っているブロック長を対象に「ブロック長会議」を開き裁判の進行状況や、基地をめぐる情勢、などについての学習を行います。
- ③「支部集会や支部の諸活動」には、本部として積極的に支援、協力していきます。各支部の自主的な行動を期待します。
- ④本年以降、「定例役員会」を隔月に開催します。これまで役員会は必要に応じ召集してきましたが、これからの裁判が進んで行く中で、原告とのパイプ役としての役員役割は極めて重要になります。このため弁護団の協力を得て、役員会の機能を高めていきます。

### 2 原告団ニュースの発行

原告団ニュースはこれまでどおり定期的に発行し適確な、情報の伝達に努めます。また親しみのあるニュースにするため「各支部の動向」や「原告の皆さんからの投稿」なども適宜に取り入れわかりやすく充実した紙面づくりに努めます。

### 3 役員体制の強化について

齋藤事務局長が亡くなられ、後任の事務局長を決めなくてはなりません。また今後の活動を進めるうえで支部活動を強化する必要があります。このため、一部役員の補強を行います。

## III 裁判勝利と爆音解消をめざす反基地平和運動

いまの政治状況のもとで、反基地平和を守る広範な市民運動・国民運動は極めて重要です。裁判勝利と合わせ、次の団体と引き続き支持・協力関係を強く運動に参加していきます。

- ①厚木基地爆音防止期成同盟(厚木爆同)と訴訟団の活動は表裏一体の関係にあります。相互に協力し諸行動を共にします。
- ②全国基地爆音訴訟原告団連絡会議(全国爆音訴訟連絡会)は、37000名の原告を持ち、同じ目的で裁判を闘っている団体です。また同じような基地被害を持つ仲間たちです。より連携を強く裁判勝利と合わせ、全国に広がる反基地運動の中心的な役割を担って行くよう努めます。
- ③神奈川県平和運動センター(平和運動センター)は県内の幅広い平和運動の中心的な役割を担っています。特に私たちの裁判闘争には、さまざまな支援を得ています。相互の連帯をより強めていきます。
- ④原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川県をめぐり県央共闘会議(県央共闘会議)は、厚木基地・キャンプ座間・相模補給廠をもつ県央地区にあって反基地運動を取り組んでいる団体で絶えず訴訟団と運動を共にしてきました。今後共同して運動を進めていきます。
- ⑤「平和・人権・環境」を守る全国組織・[平和フォーラム]も全国訴訟団の運動に積極的に関わるようになっていきます。今後さまざまな形で協力を得ることになります。
- ⑥その他の団体とは、課題別に共闘します。

## まとめ

以上「この一年間の活動の総括」と、「判決を迎えるに当たっての、主要な活動について」提起いたしました。裁判は東京高裁での控訴審という新たな段階に移ることになるとは思いますが、7000名の原告が、しっかりと意思統一のもと、最後まで一糸乱れず頑張っていきたいと思います。

以上

### 「第7回代議員総会」

日時: 3月21日(金) 14:30 開会

場所: 大和市勤労福祉会館3Fホール

◇代議員になられた原告の方は当日

「代議員証」を必ずお持ち下さい。

◇総会終了後の交流会にもご参加下さい。

参加費500円

支部長または事務局までご連絡下さい。

